

出席停止について

(1) 学校において出席停止となる感染症と、出席停止の期間

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ		治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで	ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない
	百日咳	特有のせきが消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで	
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎 結核	第三種に準ずる	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症		

R5.5.8～第二種に新型コロナウイルス感染症についての記述を追加。

(2) 学校における出席停止の手続き

① 医師に上記の感染症と診断される



② 保護者から担任に連絡



③ 医師から登校許可が出る



④ 保護者が「感染症罹患報告書」に必要事項を記入

※ 医療機関での証明は不要です。

※ [学校HP「保健室より」](#)から、「[感染症罹患報告書](#)」をクリックして、ダウンロードします。ダウンロードが難しい場合は、登校後、学校からお渡しします。



⑤ 登校時に児童生徒が書類を持参

※ 「[感染症罹患報告書](#)」の提出をもって、出席停止を解除する。